総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船	一億円	○・二九一九〇
	二億円	○・一六九二〇
	三億円	○・一二三五〇
	四億円	○・〇九七四〇
	五億円	○・〇八〇二〇
	六億円	○・〇六八六〇
	十億円	○・〇四三三〇
総トン数百トン以上千トン未満の動力漁船	一億円	○・三二四五〇
	二億円	○・一七二二〇
	三億円	○・一二三八〇
	四億円	○・〇九八〇〇
	五億円	○・〇八二九〇
	六億円	○・〇七一二〇
	十億円	○・〇四四五〇
	十五億円	○・〇三〇九〇
	二十億円	○・〇二四〇〇

第三号の注第二項第一号及び第二号中「百分の五」を「百分の一」に改め、同項第三号中「百分の十」を「百分の二」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる漁船船主責任保険に係る保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百九十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の五第六項の規定に基づき、平成十四年三月二十六日農林水産省告示第八百九十一号（漁船損害等補償法第百三十八条の五第六項の漁船積荷保険に係る純再保険料率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

本則中「てん補」を「**塡**補」に改める。

第一号の表を次のように改める。

漁業の種類	全損及び救助費を**塡**補の対象とする場合			全損、分損及び救助費を**塡**補の対象とする場合		
	総トン数百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上	総トン数百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上
まぐろはえ縄漁業	○・二四%	○・二四%	○・一二%	○・三六%	○・三一%	○・二〇%
さけ・ます漁業	○・四六	○・三二	—	○・六〇	○・三六	—
いか釣り漁業	○・三三	○・二六	○・一八	○・四九	○・三五	○・二七
沖合等漁業	○・三三	○・二二	○・一八	○・四八	○・四八	○・二六

第一号の注第二項、第二号の注第二項及び第三号の注第三項中「前項の」を「同項の」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる漁船積荷保険に係る保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百九十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の十四第二項の規定に基づき、平成十一年十月一日農林水産省告示第千二百七十二号（漁船損害等補償法第百三十八条の十四第二項の中央会責任総再保険金額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

本則中「てん補」を「**塡**補」に、「百分の百五」を「百分の百二」に、「百分の百二十を」を「百分の百十を」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百九十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の十五第二項の規定に基づき、平成十一年十月一日農林水産省告示第千二百七十三号（漁船損害等補償法第百三十八条の十五第二項の再保険料率の算定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

本則中「〇・四二パーセント」を「〇・六二パーセント」に、「〇・〇二パーセント」に、「一四・八一パーセント」を「一〇・五九パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百九十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十八条の二（同法第百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農作物共済損害認定準則（昭和三十三年四月三十日農林省告示第三百七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一第一項中「通知を」を「規定による通知を」に、「すべて」を「全て」に改め、第一第二項中「前項の規定による」を「同項の規定による」に、「すべて」を「全て」に、「同項の」を「同項の規定による」に、「には」を「において」に改め、第一第三項中「通知を受けた」を「規定による通知を受けた」に、「すべて」を「全て」に改め、「農作物共済の共済目的の種類等」の下に「（法第百六条第一項の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）」を加え、「なお」を「ただし」に、「調査するものとする」を「調査しなければならない」に改め、第一第四項中「通知を受けた」を「規定による通知を受けた」に、「すべて」を「全て」に改め、第一第五項中「及び」を「又は」に、「調査」を「規定による調査」に、「すべて」を「全て」に改め、第一第六項中「の調査」を「の規定による調査」に、「その区域（」を「当該組合等の区域（」に改め、「実施区域」の下に「。以下同じ。」を加え、第一第七項を次のように改める。

7　組合等は、悉皆調査を行わせるため、損害評価員を置くものとする。ただし、組合等が第三項又は第四項の規定による調査（収穫前における検見又は実測の方法により行うものを除く。）を行う場合において、乾燥調製施設における計量結果、売渡数量又は出荷資料（以下「計量結果等」という。）につき、当該計量結果等を管理する者から提供を受けて調査を行うときは、この限りでない。

第一第八項に次のただし書を加える。

ただし、前項ただし書の規定により損害評価員を置かない場合は、この限りでない。